

甲州都第11 - 21号
平成26年11月18日

甲州市下水道事業審議会会長 様

甲州市長 田 辺 篤



適正な下水道使用料について（諮問）

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、甲州市付属機関の設置に関する条例第2条の3の規定により、今後の甲州市下水道事業に係わる適正な下水道使用料について、貴審議会の意見を求めます。